

建設関連業務委託契約約款の削除条項

1. 現場調査業務の有無による削除条項

この契約約款中、現場調査業務の有無に応じて、次の条項を削除する。

適用区分	現場調査業務の有無	削 除 条 項
○	①現場調査業務を含む場合	第20条(B)、第28条(B)、第29条(B)、 第31条(B)、第51条(B)
	②現場調査業務を含まない場合	第20条(A)、第27条、第28条(A)、 第29条(A)、第30条、第31条(A)、 第51条(A)

2. 契約の保証の別による削除条項

この契約約款中、契約の保証の別に応じて、次の条項を削除する。

適用区分	契 約 の 保 証	削 除 条 項
	①契約保証金（有価証券等を担保として提供した場合を含む。）を納付した場合又は、金融機関もしくは保証事業会社の保証を担保として提供した場合	第45条(B)
	②公共工事履行保証契約により、契約保証金を免除した場合	第45条(B)
	③履行保証契約により契約保証金を免除した場合	第45条(B)
	④五所川原市契約事務規則第33条第1項第6号の規定により契約保証金を免除した場合	第4条、第45条(A)

3. 契約金額による削除条項

この契約約款中、請負代金額に応じて、次の条項を削除する。

適用区分	契 約 金 額	削 除 条 項
	契約金額が100万円未満の場合	第35条、第36条、第37条

4. 意匠登録に係る削除条項

適用区分	現場調査業務の有無	削 除 条 項
	①成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物の形状等について意匠登録を受ける場合	第8条の2(B)
○	②成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物の形状等について意匠登録を受けない場合	第8条の2(A)

5. その他の削除条項